

11月は児童虐待防止推進月間です



問子ども幸福課 本3階
☎0287-23-8792

児童虐待の相談窓口

「児童虐待かも…」と思った時には、ためらわずに連絡してください。あなたの一言が、子どもたちを虐待から救うきっかけになります。

児童相談所
虐待対応ダイヤル
【通話料無料】

いちはやく
189

- ・お住まいの地域の児童相談所につながります。
- ・連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- ・連絡は匿名で行うこともできます。

大田原市
子ども幸福課

0287-23-8792

次のような行為は、虐待にあたります

子どもが犠牲となる痛ましい虐待の事件が起こると、その保護者は「しつけの一環として…」と言いますが、それは自分を守る言い訳に過ぎません。

たとえ愛情に満ちた「しつけ」のつもりであっても、その行為が子どもに害を及ぼすものであれば、それは「虐待」です。「虐待」は、大人側の思いとは関係なく「子ども自身の人権が守られているかどうか」という点で判断されます。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、
投げ落とす、
激しく揺さぶる、
やけどを負わせる、
溺れさせる、
家の外へしめ出す
など

心理的虐待

言葉により脅かす、
無視する、
兄弟間で
差別的な扱いをする、
子どもの目の前で
家族に対して暴力する
など

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、
食事を与えない、
ひどく不潔なままにする、
自動車の中に放置する、
重い病気になっても病院
へ連れて行かない、
他の人が子どもに暴力を
ふるうことを放置する
など

性的虐待

子どもへの性的行為、
性的行為を見せる、
ポルノ写真の
被写体にする など

夫婦げんか、子どもが見ていませんか？

子どもの前での夫婦げんかは、**面前DV**（ドメスティック・バイオレンス）と呼ばれ、心理的虐待にあたります。

子どもが直接怒鳴られたり、叩かれたりしていなくても、夫婦間の暴言や暴力を見聞きすることで、子どもは脳に大きなダメージを受けます。子どもは、自分のせいでけんかしているのかと不安になったり、「自分は何もできない」という無力感や罪悪感を抱えたりすることにつながります。



児童虐待の早期発見は、子どもを救う

虐待の早期発見は、子どもだけでなく、虐待をしてしまう保護者にとっても救いとなります。誰かに止めてもらいたいという思いを持っている場合や、自ら助けを求めるサインを出している保護者も多くいます。虐待をおこしてしまう家庭は地域・近隣同士で助けあったり、支えあったりする関係が希薄になっていて、孤立しやすい状況が見られます。「私はだめな親」「私の努力が足りない」と自分を責めたり、追いこんだりして、相談することもなく、ひとりで悩みを抱え込んでしまっていることが多くあります。

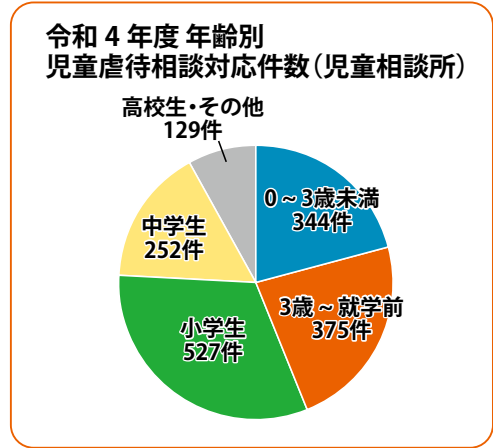
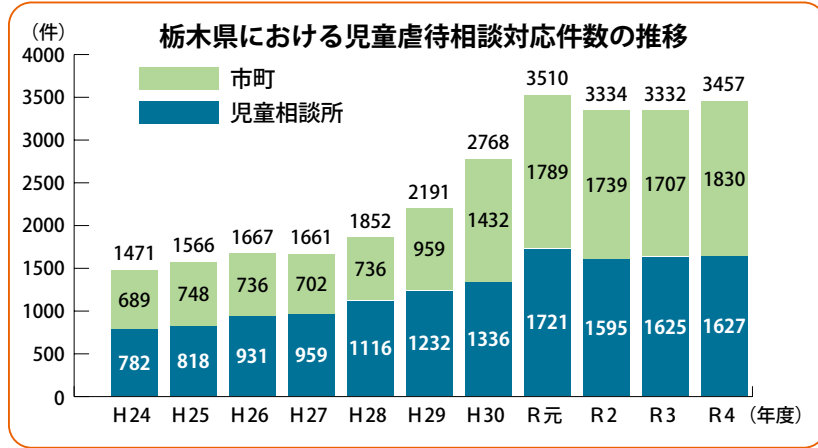
孤立しやすい状況を早期に発見することは、家庭という閉ざされた中で虐待がエスカレートすることを防ぎ、家庭への支援につながります。



児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。

令和4年度の栃木県における児童虐待の相談対応件数は3,457件（児童相談所1,627件・市町1,830件）で高止まりの状況です。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そして「未来」は社会全体で守らなければなりません。

国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、家庭や学校、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などさまざまな取り組みが行われています。



子育てでお悩みのお父さんお母さんへ

子育ては思うようにいかないこともあります。つい叩いたり怒鳴ったりという経験はありませんか？一時的に子どもの行動が変わったとしても、それは恐怖によるものであって、子どもが自分で考えて行動した姿ではありません。愛の鞭をやめて、次のポイントを参考にしてみましょう。



- ポイント1** **子育てに体罰や暴言を使わない**
子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。「叩かない・怒鳴らない」と心に決めましょう。
- ポイント2** **子どもが親に恐怖をもつとSOSを伝えられない**
親に恐怖を持った子どもは、親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。また、心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。
- ポイント3** **子どもの気持ちと行動を分けて考え育ちを応援**
子どもに「いやだ!」と言われたとき、親自身が戸惑うこともあるでしょう。「どうしたらいいのかな?」と、子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長に聴きましょう。
- ポイント4** **親自身がSOSを出そう**
育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス(ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど)の利用も検討しましょう。
- ポイント5** **爆発寸前のイライラをクールダウン**
疲れているときなど、もともと抱えているストレスが大きいと、子どものちょっとした行動をきっかけに、イライラが爆発してしまうことがあります。クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。

子育ての相談窓口

市役所

子育て相談室

家庭における子どもの養育やさまざまな問題に関する相談に応じます。

0287-24-0112

市役所

子育て世代
包括支援センター

妊娠から子育てに関するさまざまな相談に応じます。

0287-23-8634

児童相談所

児童相談所
相談専用ダイヤル

お近くの児童相談所につながります。ヤングケアラーの相談もお受けします。

0120-189-783